

# 島根 更生保護

NO.197

(平成30年4月1日発行)  
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数 496人

保護観察事件 124件

生活環境の調整事件 246件

(30.3.1現在)



浜田市都川の棚田「弧」(浜田地区 杉田雅弘保護司提供)



## 暖かな陽射しとともに

松江地方・家庭裁判所  
所長 木納 敏和

7年振りの大雪に見舞われた今年の冬も終わりを告げ、暖かな陽射しが降り注ぐ季節となりました。この季節になると、厳しい冬もいつかは過ぎ去り、温かな空気に包まれるときがやってくることを実感します。犯罪を犯した人や非行を犯した少年にとって、その更生を助け、更なる犯罪や非行を未然に防止するための更生保護の活動は、春の陽射しと同じように、厳しく冷たい環境の中に暖かな光を届けるものに違いありません。これらの人たちの立ち直りのために献身的な御尽力をされている更生保護関係者の皆様に心から敬意を表する次第です。

ところで、全国的な傾向としては、重大事件が世間の耳目を集めている半面、犯罪数及び刑事事件数は減少し、仮釈放率も近年は増加傾向にあります。また、少年事件の数も、少年人口の減少を反映して大幅に減少しています。しかし、刑事事件においても少年事件においても、犯罪をした者の内、再犯者の割合が高くなっている状況が認められています。

そのような状況を受けて、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、それに基づいて、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同推進計画においては、再犯を防止するため、犯罪や非行をした者を社会において孤立させず、再び社会を構成する一員となることを支援することが理念とされており、そのためには、関係機関、地方公共団体、民間団体、地域などが連携して、切れ目なく指導及び支援を行っていくことが重要です。

推進計画が重点的に取り組むべき課題の一つとして挙げているのは、就労・住居の確保であり、処分決定が本務である家庭裁判所においても、居場所のない少年には民間のボランティアの方に補導委託をしたり、仕事がない少年や仕事の経験のない少年には、短期間、職業補導のため補導委託をしたりするを行っています。犯罪をした者を社会とのつながりの中に戻して居場所を作っていくためには、民間、地域の協力が欠かせないもので、その先駆けとして、長きにわたって社会と犯罪をした者との間に立ってその更生のために尽力してこられた保護司の方々の役割への期待はますます大きくなっていくと感じます。

こうした取組が、更生保護に対する社会の関心を高め、再犯の防止につながるように、裁判所としても努力を続けて参りたいと思っています。

### 着任のごあいさつ



所長 加藤 雅之

島根県の更生保護関係者の皆様におかれましては、平素から更生保護事業のために多大な御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。4月1日付けをもちまして、松江保護観察所に着任致しました。皆様とともに、太古からの壮大な歴史に彩られた島根県において微力を尽くす機会をいただいたことを誇りに感じております。中国・山陰地方での勤務は初めての経験であり、もとより微力でございますので御迷惑をおかけすることが多いと存じますが、格別の御支援を賜りますようお願い致します。



会計係長 安部 寿和

晴れの国「岡山」から、なかなかスッキリ晴れない国「島根」へ、9年ぶりに出戻ってまいりました。故郷であり、初任地であり、3度目の勤務となります。いつの間にか、松江在住よりも広島在住の方がずっと長くなってしまい、ズーゾー弁を忘れてしまっています。うまく聞き取れるかどうか、少し心配です。誰が呼んだか、(自称)松江保護観察所終身名誉会計係長の名を汚さぬよう、公私ともまい進していく所存でございますので、今後ともよろしく願いいたします。



統括保護観察官 賀中 伸彦

山口保護観察所から転勤してきました「かちゅう」といいます。出身は広島で、松江勤務は初めてとなります。山口勤務の前が鳥取の米子駐在官事務所でしたので、久しぶりの山陰での生活となります。旨いお魚やお酒にめぐりあえることを楽しみにしています。各地区の保護司さんとの触れ合いも非常に楽しみであり、大切にしていきたいと思っています。皆さんのお力をお借りしながら仕事に励んでいきたいと思っています。



保護観察官 山本侑生子

今春の人事異動により、中国地方更生保護委員会から転任してまいりました山本侑生子と申します。委員会では主に会計業務を担当しておりました。今回、地元・広島を離れ、ご縁を頂き島根県の皆様と一緒に仕事をさせていただくこととなりました。初めての転勤、初めての保護観察官業務ということで、慣れないことも多く、皆様には御迷惑をおかけすることもあると思いますが、精一杯努めてまいりますので、御指導御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。



統括保護観察官 井田 高志

今春の人事異動により、鳥取保護観察所米子駐在官事務所から統括保護観察官として転任してまいりました。当地松江では今回で3回目の勤務となります。

刑務所出所者等の再犯防止については、その重要性が強く認識され、国全体の喫緊の課題であります。その役割を、島根県の更生保護の一員としてしっかりと果たして参りますので、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。



社会復帰調整官 小池 順司

広島からの転入となります。平成16、17年度に会計係としてお世話になっていましたので2度目の勤務となります。

再び島根県の更生保護関係者及び更生保護に携わる関係機関や団体の皆様と一緒に仕事ができるのを楽しみにしています。

初任の業務となりますので、皆様方にはご迷惑をおかけすることばかりになるとは思いますが、早く力になれるよう頑張っていきたいです。どうかよろしくお願い申し上げます。

### 平成30年度春の人事異動について

【転出者】(平成30年4月1日付)

- 統括保護観察官 安藤 太 (熊本保護観察所統括保護観察官へ)
- 保護観察官 須山 斉司 (鳥取保護観察所米子駐在官へ)
- 保護観察官 三好 誓 (山口保護観察所保護観察官へ)
- 保護観察官 田口 知芳 (鳥取保護観察所会計係長へ)

【転入者】(平成30年4月1日付)

- 所長 加藤 雅之 (中部地方更生保護委員会統括審査官から)
- 統括保護観察官 賀中 伸彦 (山口保護観察所統括保護観察官から)
- 統括保護観察官 井田 高志 (鳥取保護観察所米子駐在官から)
- 会計係長 安部 寿和 (岡山保護観察所会計係長から)
- 保護観察官 山本侑生子 (中国地方更生保護委員会総務課から)
- 社会復帰調整官 小池 順司 (中国地方更生保護委員会保護観察官から)





平成30年度松江保護観察所職員一覧表

(平成30年4月1日付)

所長	加藤 雅之	保護観察官	岡 健太郎
【企画調整課】		〃	吉 浦 芙美子
課長	上谷 淳子	〃	山 本 侑生子
会計係長	安部 寿和	事務補佐員	今 西 弓 枝
保護観察官	糸田 隆	生活環境調整補助員	矢 島 重 紀
法務事務官	大國 ゆかり	【社会復帰調整官室】	
事務補佐員	門脇 由理	室 長	賀 中 伸 彦
被害者担当保護司	仲田 彰仁	社会復帰調整官	原 池 順 司
〃	別所 みさ子	〃	小 池 登志子
〃		〃	深 貝 由 美
【処遇部門】		社会復帰調整員	
統括保護観察官	賀 中 伸 彦		
〃	井 田 高 志		

平成30年度保護司研修計画

松江保護観察所

◎ 保護司研修については『保護司研修要綱』に種類が定められていますが、松江保護観察所では平成29年度に引き続き、講義のほか、参加型の研修を行います。

- (1) 新任保護司研修(前期・後期)
 

前期研修では、保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図ります。

後期研修では、先輩保護司との座談会と、コミュニケーション・面接技法についての体験型の研修を予定しています。
- (2) 処遇基礎力強化研修
 

保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図ります。そのために、更生保護サポートセンターの活動報告や更生保護施設職員による講義も取り入れることとしています。
- (3) 指導力強化研修
 

保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につけることを目的とします。

また、インシデントプロセス法による事例検討も行います。

(※インシデントプロセス法…事例提供者により

提示される簡潔で象徴的な出来事(インシデント)に対し、参加者と提供者の質疑応答により情報を収集し、問題を分析して対策を考えていく事例研究法。)

- (4) 地域別定例研修
 

実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的とします。
- (5) 特別研修
 

処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強することを目的とします。

◎ 平成30年度の保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。

- (1) 新任保護司研修(前期)①平成30年6月1日(金)
- 新任保護司研修(前期)②平成30年12月3日(月)
- (2) 新任保護司研修(後期) 平成30年11月7日(水)
 

※参加対象は、平成29年12月1日、同30年6月1日委嘱の保護司です。
- (3) 処遇基礎力強化研修 平成30年9月3日(月)
 

※参加対象は、平成28年12月1日、同29年6月1日委嘱の保護司及び昨年度同研修に欠席された保護司です。
- (4) 指導力強化研修 平成30年10月4日(木)
 

※参加対象は、平成27年6月1日、同27年12月1日委嘱の保護司及び昨年度同研修に欠席された保護司です。
- (5) 特別研修(テーマ未定) 未定
- (6) 特別研修(テーマ未定) 未定

平成30年度 地区担当官及び地区担当官不在時の代理官

地区担当官	保護区等	代理官
賀中 伸彦	隠岐	井田 高志
井田 高志	雲南	賀中 伸彦
岡 健太郎	松江	賀中 伸彦
	邑智・益田	井田 高志
吉浦芙美子	浜田・しらふじ	山本侑生子
山本侑生子	安来	賀中 伸彦
	出雲・大田	吉浦芙美子

◎ 平成30年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。

- 第1期「事例の見立て(1)」
- 第2期「事例の見立て(2)」
- 第3期「就労支援」
- 第4期「依存症について」

# 平成30年度事業計画

島根県保護司会連合会

## 基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の伸展に寄与する。

### 1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、松江保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 松江保護観察所の行う地域別定例研修を支援・援助する。

### 2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 松江保護観察所と連携し、地方公共団体等の行政に積極的に働きかけ、犯罪予防活動の推進、更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校教育機関との連携を密にすることにより非行・犯罪予防活動を積極的に推進し、地域社会の浄化に努める。
- (3) 第68回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として、効果的な運営を行う。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び関係機関・団体等に配布することにより、更生保護思想の一層の浸透を図る。

### 3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。

- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、犯罪予防活動の普及を一層推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の拡大に努めるとともにその活動を支援する。
- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、保護観察所及び地方公共団体並びに民間団体と連携して再犯防止施策を推進する。

### 4 顕彰式典の開催

- (1) 関係機関・団体と共催して「平成30年度島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の一層の充実・発展を期する。

### 5 「島根更生保護70年史」の発行

- (1) 平成32年1月1日の発行にむけ「島根更生保護70年史」の編集事業に取り組む。

### 6 慶弔の実施

- (1) 島根県保護司会連合会慶弔規程に基づき、保護司等の慶弔を行う。

### 7 退任保護司の優遇

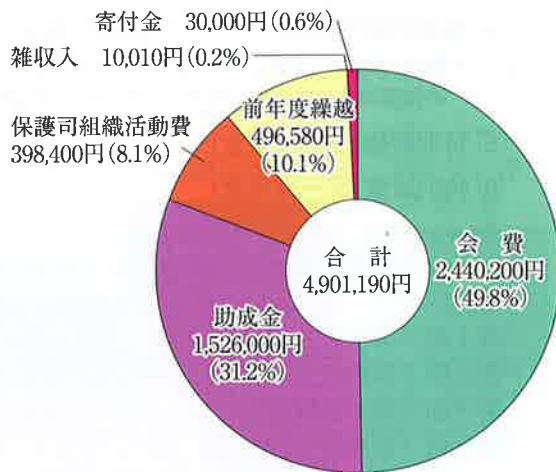
- (1) 島根県功労保護司優遇規程に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

### 8 その他

- (1) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。
- (2) 本連合会の目的達成のため、必要に応じてその他の事業を実施する。

## 平成30年度収支予算

収入



支出





# キーワードは連携と共有

～平成29年度保護司・更生保護女性会員・BBS会員連携強化特別研修を開催～

本年度の標記研修が平成30年3月14日、県中部の大田市にある島根県男女共同参画センター「あすてらす」で開催され、保護司、更生保護女性会員、BBS会員43名が参加しました。

当日は「更生を支援する地域ネットワーク構築を進めるために更生保護ボランティアとしてできること」を研修テーマに、研修員には、事前送付した平成29年度版犯罪白書概要版「更生を支援する地域のネットワーク」及びパンフレット「立ち直りを支える地域のチカラ」により「グループ協議準備メモ」を事前に作成の上、研修当日に持参してもらい、それを基に各グループで話し合っ、最終的に模造紙（報告書）に意見をまとめ、発表していただきました。なお、グループ協議に先立ち、平成29年度版犯罪白書についての講話も行いました。

グループ協議では各グループとも活動や連携の具体例を挙げて熱心で活発な意見交換がなされ、発表では各団体の「連携」「共有」についてどのようにすればよいか工夫に富んだ提案がなされました。

本研修が各更生保護ボランティア団体の相互理解と情報共有の契機となり、今後、各地域で様々なスタイルの連携した活動が進んでいくことを期待しています。



## 県保連だより

平成30年3月20日(火)松江エクセルホテル東急において、第2回島根県保護司会連合会理事会が開催され、次の議題が審議され、いずれも承認されました。

- (1) 平成29年度予算執行状況について
- (2) 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- (3) 島根県保護司会連合会各種規定(案)について



## 協会の動き

平成30年3月20日(火)松江エクセルホテル東急において、平成29年度更生保護法人島根保護観察協会の役員会が開催され、次の議題が審議され、いずれも承認されました。また、役員会終了後には、本協会に多くの浄財をご寄付いただいた 有限会社 スペース企画 様と 株式会社 庭の川島 様 に対して法務大臣感謝状が伝達されました。

- (1) 平成29年度予算執行状況について
- (2) 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について





## 第2回アジア保護司会議・第3回世界保護観察会議に出席して



松江地区 佐々木 滋子

昨年9月12日～14日東京で開催された第2回アジア保護司会議、第3回世界保護観察会議に参加しました。アジア保護司会議には、ケニアを含むアジアから7か国200人の参加があり、意見交換を行ないました。各国とも保護司の確保が難しく、最低年齢の引き下げや、犯罪歴有無の撤廃などが議論され、また、保護司の認知度向上のため、「世界保護司の日」設立が提唱されました。



第3回世界保護観察会議には、世界から34か国371人の参加がありました。社会内処遇の発展や国際ネットワークの拡大を目的とし、2013年から隔年毎に、第1回英国、第2回米国、第3回がこの度日本で開催されました。メインテーマを「社会内処遇の発展とコミュニティの役割」とし、特に民間の活動に焦点を当てた発表や議論が行なわれました。開会セレモニーで

は上川法務大臣がビデオメッセージで開会の挨拶をされ、2日間に掛けて、4か国4名の基調講演、文化庁長官の特別講演、NPOからゲストスピーチがあり、ワークショップでは17か国の実務家や研究者の発表、また全体シンポジウムでは、「社会内処遇における市民参加」をテーマに、5か国から特色ある取組が発表されました。

13日18時から公式レセプションが開催され、法務大臣、東京都知事、更生協理事長らからの歓迎挨拶の後、日本文化を紹介するアトラクションもあり、大盛況のうちに終幕しました。

個人に寄り添って処遇する日本の保護司制度が世界から注目されているのを実感しました。国や制度は違っても、「人は変わる。しかし一人では変わらない」を社会内処遇の中心に据え、世界中で同じ想いを持って様々な取組がなされていることに大きな励みと刺激をいただきました。



## 平成29年度第2回保護司国際研修に参加して



出雲地区 岡 賢治

昨年10月、松江保護観察所から、今年の1月23日・24日に開催される「平成29年度第2回保護司国際研修」に参加し、事例発表をして欲しいとの要請があり、微力ながら参加させて頂きました。

この研修は、東京都昭島市の国連アジア極東犯罪防止研修所で1ヶ月間開催されている第168回国際高官セミナーへの参加及び同参加者（国内外の高官28名）との意見交換を通じて、日本の保護司活動等を紹介することを目的としており、全国から9名の保護司が参加しました。

研修の初日には、保護司とセミナー参加者との意見交換がありました。各保護司が自己紹介に続いて、環



境調整1件・保護観察4件・地域活動4件の事例を発表し、その後の全体討議では、保護司制度や保護観察事例につい

て質疑や意見交換が行われました。研修終了後には、セミナー参加者や研修所の教官と一緒に私たち保護司も夕食会と懇談会に出席し、交流しました。



2日目は、アメリカのジョージタウン大学名誉教授ロイ・ゴッドソン博士の「法の支配を支える法遵守の文化と教育」に関する講義を聴講しました。

私は、事例発表で、出雲地区での“社会を明るくする運動”の取組を紹介し、夕食・懇談の時には教官に通訳してもらいながら、スリランカやパレスティナ、タイ、モルディブなどの高官と交流しました。今回、刑事司法に係る海外高官や各地の保護司と意見交換をする中で、日本の更生保護制度の意義を再認識すると共に、立ち直り支援では、気張ることなく真摯に向き合っていくことの大切さを学び直しました。

このような研修の機会を頂いた、松江保護観察所長をはじめ関係職員の皆様に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

## 子どもたちの 健やかな成長を願って

隠岐地区 山口 克 秀

教職を退職して6年になりますが、今も子どもたちに銭太鼓を教えています。

銭太鼓の指導に当たって私が心がけていることは、①叱らないこと、②できるだけ早く曲を流すこと、③楽な姿勢で行わせることの3つです。曲は民謡調のものではなく、子どもたちのよく知っている流行りの曲を取り入れています。私が思っている以上に子どもたちは銭太鼓に興味をもち、楽しく取り組んでいます。次の文章は、ある小学校で指導を終えた後、担任の先生が学級だよりとしてまとめたものです。

(前略) あるとき、子どもが山口先生に「今日、完璧にするんですか?」と尋ねました。すると山口先生は「完璧になんかならなくていいよ。完璧になるように努力すればいいんだよ。」と柔らかい表情で言われました。また、練習の間にも「笑顔がいい。特に失敗したときに見せ

視点

焦点

る笑顔が、見ている人をほってさせてとてもいい。」とも伝えられました。(中略) 子どもたちは失敗を恐れることなく、とても柔らかい雰囲気練習していました。

私も学びの原点を教えていただいている思いで銭太鼓の練習に参加させてもらいました。

私は、現在保護司をしています。特に目立った活動をしているわけではありませんが、銭太鼓を教えることが、子どもたちの心の健やかな成長の一助になれば幸いです。そして、身に付けた銭太鼓で地域の行事に参加し、地域の人たちとの絆を深めることを通して地域に役立つ喜びを知り、自分が育った故郷が心から好きだと言える子どもに育ってほしいと願っています。

子どもたちの難しいことに挑戦する時の目の輝きやできなかった技ができた瞬間に見せる何ともいえない笑顔からは元気をもらいます。

今日もまた、子どもたちの顔を思い浮かべながら学校に向かっています。

## 地区だより

### 女子高生さんとの話し合いに参加して感じた事

2班 深 貝 恭 悦

今年も、朝酌地区の社会を明るくする運動では、地区の社協会長さん、福祉推進委員会長さん、民生児童委員、主任児童委員さん、更生保護女性会員さん、公民館の職員さんと市立女子高校生の皆さん、校長先生始め教員職員の皆さんの参加、協力により、小学校、幼稚園、女子高周辺でパンフレットとティッシュを配布しました。女子高からは、沢山の参加があり、早朝から、良い天気にも恵まれ、女子高生の挨拶で爽やかな気持ちで活動できました。

昨年から、女子高生の生徒さん達に参加して頂ける事や又私が女子高の学校評議委員もしている事もある事や、昨年は朝酌地区についての話し合いの場があり、そこで少し保護司について話させてもらいました。更生保護法はもちろんのこと保護司や保護観察などの言葉や制度を初めて聞くという方が大半でした。少しの時間でしたが保護司について知ってもらう機会になりま

した。私の中学、高校生時代の頃を思い出しても、保護観察制度の事など知らない人は多かったと思います。今の高校生達もそのように感じました。人権問題でも、知らない事よりも、まずは知ることが大切だと聞いています。これからは若い人達にも保護観察制度についてまず知ってもらう場が必要だと感じました。





シリーズ サポートセンターだより 浜田地区更生保護サポートセンター

浜田地区更生保護サポートセンター（以下「センター」といいます）は平成26年12月18日、浜田市所有建物の3階に、地域における保護司会活動の拠点として開設されました。

浜田地区保護司会（保護司定数80名）は浜田市、江津市をエリアとして浜田分区（同38名）、那賀分区（同22名）、江津分区（同20名）の3分区で構成され、地区保護司会同様にそれぞれ総会で分区長ほか役員、事業計画、予算に基づき活動しており、地区と同様の機能を持っています。従って企画調整保護司は各分区の事務局長3名で構成し、内1名が月曜から金曜まで常駐し、毎週火曜日に事務局連絡会議を開催し情報共有、事業連携により地区並びに分区事業が円滑に実施できる体制を取っています。

センター開設までは我が家が事務局となり不便、手狭、非効率などに悩まされましたが、センターの設置により保護司会事務の一元化、合理化、迅速化などにより事業の活性化と充実が図られ、また保護司会の拠点として認知度も高まり我々は非常に満足しています。

こうした中、本年度は念願の協力雇用主会が会員数27社により設立され、保護司会がその事務局

を担い今後協力雇用主会との連携を図っていくことが期待されています。

また、これまでは地区事情によりセンターでは保護観察処遇等が実施出来ませんでした。平成30年4月からセンターから200メートルの市役所北庁舎の一室を保護司会専用の面接室として活用出来ることになり、今後その機能を十分発揮できるよう取り組んでまいります。

これからもセンターは更生保護の拠点として、保護司会活動の推進と地区、分区の活動や関係機関、団体との連携強化に努め、その目的達成に向けて保護司全員一丸となって取り組んでいきたいと願っています。



雲南更生保護サポートセンター移転（平成30年4月1日付）のお知らせ

新住所等：〒699-1332 木次町木次1012-1 TEL・FAX：0854-42-3550

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会) 敬称略
有限会社 スペース企画
代表取締役会長 原 勝次
株式会社 庭の川島
代表取締役 多々納 敏
舟越 憲雄 谷本 敏 青木 壯文



保護司の異動

〔退任保護司〕2名
(平成30年1月31日付)

藤沢 真紀子(浜田) 松浦 三男(浜田)

敬 申

平成29年4月1日から松江保護観察所長として鳥根県の更生保護の充実発展にご尽力いただいた山本 隆宏氏が平成30年3月1日に、また、平成19年12月1日から保護司としてご活躍いただいた岩田 桂子氏(雲南)が平成30年3月19日にご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

(表紙写真説明)

都川の棚田の誕生は江戸時代にさかのぼり“たたら製鉄”が深く関与し鉄穴(かんな)流しが行われてきた。自然石を強固に組み上げた石垣棚田は美しく、日本棚田百選に選ばれている。4月下旬、川の最上流にある棚田で田植えが始まる。